

昭和五六年(四)第4210号

証 拠 申 請 書

原 告 株 式 会 社 早 川 警 房

被 告 堀 光

外 一 名

昭 和 五 七 年 二 月 二 四 日

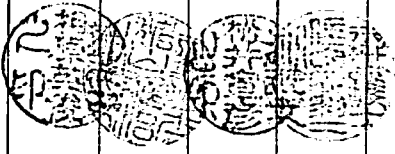
右 被 告 堀 光 訴 訟 代 理 人

弁 護 士 佐 々 木 黎 二

同 松 井 宣 彦

同 猪 山 雄 治

同 相 原 英 俊



一 人証の表示

大阪府大阪市大淀区豊崎五丁目五―二四―七〇二

被告本人 堀 晃 (同行四五分)

二 立証の趣旨

1. 単行本「太陽風交点」に関しては原告と被告堀晃との間には出版権設定契約は何等成立しておらず、せいぜい黙示による出版許諾契約が成立しているに過ぎないこと、
2. 文庫本「太陽風交点」に関しては、原告と被告堀晃との

間には、出版を目的とする何等の契約も成立していない  
こと

を立証する。

三、尋問事項

別紙尋問事項のとおり。



尋問事項

被告本人

堀

晃

- 一、 単行本「太陽風交点」の出版に至る経緯
- 二、 昭和五五年一二月二一日の出来事について  
(文庫本「太陽風交点」について)
- 三、 第一回「日本SF大賞」受賞後の経緯
- 四、 右に関連する一切の事項

